

税 額 等 の 証 明 書

③

所沢市で住民税(市民税・県民税)が課税されていない方は、利用調整及び保育料算定等のため、所得課税(非課税)証明書が必要です。下記の入園希望開始月に応じた書類について、所沢市で課税されていない保護者の方それぞれの分をご提出ください。

(提出いただいた書類は返却できませんので、提出する証明書はコピーでもかまいません。)

課税証明書のみ提出する場合は、必ず課税証明書の余白に子どもの氏名・生年月日・在園施設名をご記入ください。

		入園希望の開始月		
		令和6年4月～令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月～令和7年3月
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度所得課税(非課税)証明書 (令和5年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度所得課税(非課税)証明書 (令和5年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。) ● 令和6年度所得課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年度所得課税(非課税)証明書 (令和6年1月1日に所沢市に住所がある場合は提出不要です。) 	

注意事項(必ずご確認ください)

- ・令和5年度課税(非課税)証明書は、令和5年1月1日現在の住所地の住民税担当課で発行される所得課税(非課税)証明書を取得してください。
- ・令和6年度課税(非課税)証明書は、令和6年1月1日現在の住所地の住民税担当課で発行される所得課税(非課税)証明書を取得してください。
- ・証明書の名称は市区町村により異なる為、名称に関係なく、**住民税の課税額、扶養の内訳、控除額の内訳、所得の内訳の記載がある**証明書をご用意ください。
ただし、非課税の方のみ、課税額以外を省略した証明書でもかまいません。
- ・ご自宅に届く税額決定通知書や、お勤め先からもらう特別徴収税額の決定・変更通知書、源泉徴収票では代用できませんのでご注意ください。
- ・保護者それぞれの分をご提出ください。(非課税の方や、扶養に入っている方も提出が必要です。)
- ・児童手当申請等のため、他部署へ提出している場合にも、改めて保育幼稚園課への提出が必要です。(他部署提出時のコピーでも可)
- ・父母の所得状況によっては、同居している祖父母等(家計の主宰者)の所得課税(非課税)証明書も必要な場合があります。
- ・海外での所得があり、日本で住民税が課税されていない場合、該当する年の海外での所得がわかる証明書等の提出が必要になります。
詳しくは保育幼稚園課へお問い合わせください。